

日本健康会議 健康経営優良法人認定委員会 宛て

健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）申請書

令和 年 月 日

法人名：
 (漢字表記) ※差し込み印字

 (かな表記)

 (英文表記)

代表者氏名： _____ 印

保険者名： _____

代表者氏名： _____ 印

誓約事項に同意の上、健康経営優良法人の認定を申請します。

裏面の認定基準①～⑯のうち、「貴法人の適合状況」が○だった項目について、特に貴法人がアピールしたい自社の取組を以下50文字以内で記載ください。各項目の適合状況とともに個社ごとに公表します。なお50文字を超えた場合には公表資料に記載いたしません。また、貴法人が提供する商品・サービス等のPRとみなされる場合には、公表を行わない場合がありますのでご注意ください。（任意記載）

申請法人

法人番号	※差し込み印字	本社電話番号	※差し込み印字
本社所在地	※差し込み印字		

(該当する場合のみ記載) 従業員数が大規模法人部門に該当しない場合、大規模法人に申請する特段の理由
※会社法上の会社等及び士業法人以外の法人のみ

<担当者連絡先>

健康経営度調査から担当変更がある場合のみ、以下の貴法人の担当者情報について変更箇所を手書きで修正ください。
修正印は不要です。認定委員会事務局より御連絡させて頂く可能性がございます。

担当者メールアドレスについては今後の内定等のご案内、認定された場合の認定書ファイルの送付をいたしますので、申請書提出後、変更がある場合には必ず事務局にご連絡ください。

郵便番号	※差し込み印字
住所	※差し込み印字
所属部署名	※差し込み印字
ご担当者名	※差し込み印字
電話番号	※差し込み印字
E-mail	※差し込み印字

<貴法人の適合状況>

大項目	中項目	小項目	評価項目	適合
1. 経営理念(経営者の自覚)			① トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	※差込印字
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	② 定期健診受診率（実質 100%）	※差込印字
			③ 受診勧奨の取り組み	※差込印字
		対策の検討	④ 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	※差込印字
			⑤ 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	※差込印字
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑥ 管理職又は従業員に対する教育機会の設定	※差込印字
			⑦ 適切な働き方実現に向けた取り組み	※差込印字
		職場の活性化	⑧ コミュニケーションの促進に向けた取り組み	※差込印字
			⑨ 病気の治療と仕事の両立支援	※差込印字
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑩ 保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	※差込印字
			⑪ 食生活の改善に向けた取り組み	※差込印字
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑫ 運動機会の増進に向けた取り組み	※差込印字
			⑬ 女性の健康保持・増進に向けた取り組み	※差込印字
		感染症予防対策	⑭ 従業員の感染症予防に向けた取り組み	※差込印字
		過重労働対策	⑮ 長時間労働者への対応に関する取り組み	※差込印字
メンタルヘルス対策	⑯ メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	※差込印字		

申請書別紙・回答範囲

健康経営度調査 Q2SQ1 において貴法人が「回答の範囲に含まれる」と回答された法人名

1	回答の範囲に含まれる法人はありません※ある場合は差し込み印字
2	※以降差し込み印字
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	

日本健康会議 健康経営優良法人認定委員会 宛て

健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）

誓約書

下記記載の事項について誤りがないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

法人名：

代表者氏名：

印

保険者名：

代表者氏名：

印

- 健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）の申請にあたり、事業者及び保険者は、下記の事項を遵守していること。

※事業者及び共同申請する保険者がそれぞれ該当する にチェック を行うこと。チェック が一つでも漏れていた場合には認定されませんのでご注意ください。

- 事業者は、以下の法令を遵守していること。

事業者	保険者	
<input type="checkbox"/>	/	① 労働安全衛生法第 66 条に基づき、健康診断を行っていること。
<input type="checkbox"/>	/	② 労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っていること。

(2) 事業者は、2018年4月1日から申請日までに以下の事実がないこと。

事業者	保険者	
<input type="checkbox"/>		① 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
<input type="checkbox"/>		② 長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に同一の事業場において是正勧告書で繰り返し指摘されていること。(※)
<input type="checkbox"/>		③ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表されていること。
<input type="checkbox"/>		④ 労働安全衛生法第78条又は第79条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。

※「長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令」とは具体的には以下の法令の条項をいう。

労働基準法第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2（第1号に係る部分に限る。）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項の規定並びに第141条第3項（労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項

(3) 保険者は、下記の事項を遵守すること。

事業者	保険者	
	<input type="checkbox"/>	① 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条に基づき特定健康診査を行っていること。（後期高齢者支援金の加算減算制度において、2019年度の加算対象（2018年度の実績が以下の基準に該当していない）となっていないこと） ※1 具体的な基準は、以下のとおり。 単一健保、共済組合（私学共済を除く）…57.5%未満 総合健保、私学共済、全国土木国保組合…50%未満
	<input type="checkbox"/>	② 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条に基づき特定保健指導を行っていること。（後期高齢者支援金の加算減算制度において、2019年度の加算対象（2018年度の実績が以下の基準に該当していない）となっていないこと） ※1 具体的な基準は、以下のとおり。 単一健保、共済組合（私学共済を除く）…5.5%未満 総合健保、私学共済、全国土木国保組合…2.5%未満

2. 申請にあたっては、下記の事項を遵守すること。

※下記の各項目について、事業者がにチェックを行うこと。

事業者	保険者	
<input type="checkbox"/>		(1) 健康経営度調査で回答した内容に虚偽がないこと。また、認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応すること。
<input type="checkbox"/>		(2) 過去、現在及び将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。
<input type="checkbox"/>		(3) 健康経営優良法人 2020 に認定されたときには、以下の事項を遵守すること。 ① 申請書に記載し、認定の根拠となった事実・取組については、定期的・継続的に法人内の状況を適切に把握し、申請時点の取組状況を維持又は向上させるよう努めること。なお、取組等の状況確認のため、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会において調査が必要と認められた場合は、これに協力し誠実に対応すること。 ② 健康経営優良法人のロゴマークは、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」に従い、かつ、認定有効期間内（健康経営優良法人 2020 認定後より 2021 年 3 月 31 日まで）に限り使用すること。 ③ 申請時点での法人の名称や所在地、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに別添 1 の変更事項報告書により報告すること。 ④ 申請時点で記載した事実・取組状況に変更が生じ、その結果、認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに別添 2 の認定書返納届とともに認定書を返納すること。 ⑤ 認定基準又はこの誓約の内容に反する事実が明らかになり、これに基づいて認定が取消され、その事実が公表されることに伴い、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。 ⑥ 認定書を返納した場合又は認定が取り消された場合に、健康経営優良法人としての自称及びロゴマークの使用を速やかに取りやめること。

3. 健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）の申請にあたり、事業者は以下の事項を誓約すること。

事業者	保険者	
<input type="checkbox"/>		誓約書 1. ～ 2. における事業者の誓約事項について、「令和元年度健康経営度調査」の Q3 SQ1 で回答した範囲の全ての法人が遵守していること。 ※Q3 SQ1 が無回答の場合は、そのままチェックを行うこと。

4. 健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）の申請にあたり、以下の事項に同意すること。

※ にチェック を行うこと。

事業者	保険者	
<input type="checkbox"/>	/	(1) 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）による改正健康増進法において求める受動喫煙対策の遵守に向けた取り組みを行うこと。 （同改正法の施行期日は 2020 年 4 月 1 日（ただし、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関については 2019 年 7 月 1 日に施行））
<input type="checkbox"/>	/	(2) 健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）に認定された法人は、「認定基準適合書」に記載されている評価項目のうち、2 及び 5 から 19 までの“貴法人の適合状況”及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）申請書」に記載されている“アピールしたい自社の取組”を経済産業省のホームページ等で公表すること。（公表のイメージは別紙を参照）
<input type="checkbox"/>	/	(3) 認定審査は、申請者から提出された申請書及び誓約書に基づき行うため、審査の判断の根拠となった申請者の取組が実際に行われていることについての説明責任は申請者に帰するものであり、日本健康会議とその構成員・団体、健康経営優良法人認定委員会等が何らかの責任を負うことはないこと。